

第十九回 参議院外務委員会會議録第十三号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 園 伊能君
佐多 忠隆君
曾祿 益君

委員

鹿島守之助君
西郷吉之助君
杉原 荒太君
梶原 茂嘉君
高良 とみ君
羽生 三七君
加藤シヅエ君
鶴見 祐輔君

政府委員

外務政務次官 小淵 彬君
外務省ア ジア局長 中川 融君
厚生省公衆衛生 局環境衛生部長 楠本 正康君
水産庁次長 岡井 正男君
海上保安庁次長 島居辰次郎君
郵政省貯金局長 小野 吉郎君
事務局側

常任委員 神田襄太郎君
会専門員

本日の会議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○国際情勢等に関する調査の件

第五部 外務委員会會議録第十三号

(ビキニ被爆事件に関する件)

○連合委員会開会の件

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務委員会を開きます。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。質疑のある方は御発言をお願いいたします。……別に御発言もないようでありますから、質疑はないものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言ございませんか。別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。なお本会議にお

ける委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

佐多 忠隆 梶原 茂嘉
鹿島守之助 加藤シヅエ
羽生 三七 杉原 荒太
西郷吉之助

○委員長(佐藤尚武君) 次にビキニ被爆問題を議題といたします。本日は本件に御出席を頂いておる政府委員は、外務省小淵政務次官、厚生省公衆衛生局長、海上保安庁の砂本警備救難部長及び島居次長もおいでになつております。では本件について。

○曾祿益君 議事進行について。この間の委員会では、二十七日若しくは二十九日にこの委員会を開いて、只今おつしやつたようにビキニ問題に關して外務大臣に來てもらつて、そうして質疑をしようじゃないか。それから特に三十日には厚生省その他の各委員会からの連合審査の要求があるので、なし得るならば当委員会としてはその前に外務大臣に質疑をしたい、こういうことできまつたと思うのです。そこでこれは

私の了解では、政務次官を前に置いて悪いですけども、我々の意思として、外務大臣に都合して來てもらい、外務大臣に対する質疑という点に相当重点があつたように思う。従いまし、今日は外務大臣がどうしても來られないのかどうか。來れないとする、実は新事態でして、果してこの委員会として外務次官に御質問をするというこの意思がきまつておつたかどうかという点が問題になるのであります。その点はどういふものですか。

○委員長(佐藤尚武君) お答を申し上げますが、最初の、この前の委員会でも初め意見交換のときには、確かに今曾祿益委員が言われたごとく、外務大臣に來て頂いて、そうして意見を交換する、或いは質問するというのが必要である、こういうような御意見でありました。ところがそれから先だん、委員会における意見交換が進んで、そうして公聴会あとの正式の委員会と言へるかどうかわかりませんが、そのときの意見交換では、むしろ今までの経過がどういふことであつたのか、例えば果して日本の被害船舶が危険区域外にいたのかどうか、若しくはその被害の状況はどうなんだというような、そういう事実問題についてしつかりした説明を先ず聞かなければならぬまい。そういうこと、然らば外務大臣を今つかまえるというは非常にむずかしいときでもあるからして、それならば外務省なり厚生省なりの専門のかたがたに來て頂いて説明をして頂くうじや

ないか、こういう話にまともつたと私は了解しておるのです。それで今日の委員会になつたわけなんです。外務大臣は今聞きますと、衆議院の外務委員会におけるM S Aの問題が今朝から引續いて、午後の二時から又あることになつて、そうして今朝ほどは副總理と外務大臣がそちらに出ておられたのであります。午後もし引續きそうだろうと思つてあります。従つて、外務大臣に今すぐこへ來てもらつたいうことは殆んど困難だと思つて。今小淵政務次官のお話では、外務省のアジア局長とアジア局第五課長が今すぐ來るといふことであります。

○曾祿益君 私委員会に必ずしもずつと出ておりませんでした關係上、委員会として、今お話のように外務大臣の問題は別として、政府側からの実情報告を聞こうというおきめになつたならば勿論それに異存はございませんが、私の了解と違つていたように思ひましたので、ちよつと伺つたのです。それは委員会の御意思ならばそれで結構でございますが、やはり外務大臣が今日出席できるのかできないのか。それから明日の連合審査のことは、明日といひますか、連合審査の要求に対しては委員会としておきめになつたのですか。

○委員長(佐藤尚武君) それはこれから……

○曾祿益君 それの際にこの前のこの委員会の意向として、連合審査は結構であるけれども、委員会として外務大

昭和二十九年三月二十九日【参議院】

何でもございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐藤尚武君) それではそういうことに取計らうことにいたしました。今すぐ外務大臣が本日何時頃こちらに出席ができるかどうかということをつぎとめ、それから明日厚生委員長が主となつて開かれまする連合委員会に先立つて外務委員会を開くということと、そこに外務大臣の出席を求めるということ、これだけを一つ直ぐ交渉してみたいと思います。

○佐多忠隆君　ただ今日出席できるかできないかを都合を聞くのでなくて、今日調整さしくりしてこつちにも出てもらいたいという要求をして頂きたいのです。もう今朝からずつと衆議院ではやつておるのだから、すべて衆議院が今日終日独占をしなればならんということもないだろう。その点は適当

に調整してこつちにも必ず義務として出てもらいたい。それを要求して頂きたい。

○委員長(佐藤尚武君) 但し、その要求も結構でありますけれども、私が多少のゆとりを持たなければなるまいと思いますことは、衆議院の外務委員会では本日朝からM S Aの問題をやつて今日中に委員会として上げたいという意向の下に集つておるようであります。午後も討議を継続するということがありますから、にできるだけ繰合してこちらにも出てもらいたいということぐらいならば結構だと思いますが、是非こつちにも出てもらいたいという

ことであればどうかしらと思ひまして、多少のゆとりを持つておきたいと思うのであります。ということは、朝から向うはやつていて、そうして継続

しておるのでありますからして、そうして問題が問題だけに、無理にこつちに来てもらうということもどうかと思いますし、そういう点で衆議院との間にいざごとの起きることも余り好ましくないと思いますから、できるだけこちらにも都合してもらいたいということぐらゐで御了承を得たいと思ひますが、早速それでは……。ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長（佐藤尚武君） それでは速記をつけて下さい。事實問題を先に説明して頂くことにしまして、海上保安庁島居次長から事の経過を御説明を願ひまして、それからあとで外務省側に対してアメリカとの交渉の経過等についての御説明を願ひたいと思います。どうぞ島居海上保安庁次長お願いいたします。

○政府委員(島居辰次郎君) それではもう御存じかと思いますが、一応重点点だけ簡単に御説明いたします。ビキニ環礁附近の立入禁止の問題につきましては、従来三回に亘つて私のほうから航路告示で注意をやつておるのであります。第一回は昭和二十六年二月十日であります。第二回は昭和二十七年十一月一日であります。これは北緯十度十五分から十二度四十五分まで、東経百六十度三十五分から百六十三度五十五分まで。第三回は昭和二十八年十月十日であります。これは少し東のほうに拡大されて、北緯のほうは同じであります。北緯十度十五分から十二度四十五分、東経百六十度三十五分からこれが拡がりました。百六十六度十六分、こういうふうな立入禁止のこゝとを航路告示で発表しておるのであります。

ます。そこで今度の事件のことでございますが、この第五福龍丸の一番重要な点は、遭難した位置がどこであつたかということが最大重点問題でございしますが、これは私のほうでその航海日誌、天測計算いたしたものと、漁撈日誌及び乗組員の供述を総合いたしました慎重に調査したのであります。これは三月一日の午前三時四十二分現地で天測を行なっております。その直後十分間北東に航走いたしましたして、機関を停止して約二十分間漂流したときに閃光を認めていますので、丁度午前四時十二分頃と推定いたしましたのであります。この遭難のつまり閃光を認めました位置はおおむね北緯十一度五十三分四分の一、東経百六十六度三十五分四分の一というふうに決定いたしましたのであります。そこで、この位置の決定

側のほうへこういう要望をしてもいい
たいということを出しておるのであり
ます。その第一は、米國が太平洋諸島
信託統治協定の条項によりまして立入
禁止区域を設定した場合は、又公海に
危険区域を設定した場合には通報を受
けるように措置する、第二は危険区域
が予想外に今回のように広い範圍であ
るように考えられますので、アメリカ
側が試験を実際に実施する場合には、
あらかじめ直前でなくて、十分に余裕
を以て通報を受けるように措置しても
らいたい。第三番目には、アメリカが
試験を実施する場合には、危険が予想
される海面に所在する船舶に直接警告
を発する万全の措置をとるように要請
してもらいたい、こういうふうな希望
を以ちまして、外務省のほうへ報告し
ておるようなわけであります。

その後、先般第五福龍丸について安藤國務大臣を議長といたしまして善後処理の委員会ができたのであります。海上保安庁のほうといたしましては、重要な使命は今までの位置でございまして、果しておるのであります。が、今後の問題といたしましては、現在船舶が焼津にありますが、秘密保持の関係もございまして、これは将来大文部省の研究の対象として文部省のほうで買上げになるというふうな方向に向いておるようでありますが、この船をいつまでも焼津に置くわけにも参りませんので、どこかへ持つて行かなければならないということであります。これは文部省のほうでいろいろお考え願いて、そのときには私のほうといたしましては、できるだけ御協力を申上げたい、こういうふうな関係なのであります。以上海上保安庁に関係いたします重点

のあるところをかいつまんで申上げた
ようなわけであります。

○政府委員(小瀧彬君) これまでの経過は大體御承知と思ひますが、順序として申しますと、三月の十六日に在京米國大使館及び在米非口大使を通じて、この事件についての先方の承知している実情及び當時如何なる警戒措置をとつておつたかということについて照會いたしておるのでありますが、その翌日になりまして、まだ關係各省から確報がないから正式の回答はできないが、できるだけ速かに調査の結果日本側へ通報しようということを言つて参つたのであります。併しその後、中間的に先方が調べました結果によつてどの程度まで魚類に被害が及ぶかとか、海流がどうかというような点、新聞にもすでに発表せられたところでございますが、これは、二十四日に参つております。同時に新聞にも発表いたしましたのであります。それ以外詳細はまだ日本側に届いておりません。この十六日の申入につきまして、翌日十七日にこれも本會議ですでに御報告申し上げたと思ひますが、ハル司令官から大臣宛に医療とか或いは病院の施設の利用とかするというような点については十分協力しようという申出がありましたし、アリソン大使からも同様な申出が外務省に對して行われ、同時に日本の調査には十分協力する意思があるから、必要な点を申出してもらいたいという趣旨のことを申して参つたのであります。同時に又國務省の聲明といたしまして、若し米國側に責任があるということがはつきりすれば、十分補償をする用意があるということも非口大使を通じて、又在京大使館を通じ

て日本側に申し出て来た次第でございます。それから十九日には、これも今論議の対象になつております危険区域の拡大につきまして、先方で声明いたしますと同時に、在米日本大使館を通じて、又当地にあるアメリカ大使館を通じて、この危険区域拡大の通報があつたわけでありませう。その後先方からアイゼンハワード博士がやつて参りました、先ほどの報告にもありましたように、二十四日から日米間でいろいろ話合をするということになつて参りました、更に土曜日二十七日には日本側でいろいろ調査いたしました結果を書き物にして奥村次官からアリソン大使にこれを通報し、そして日本の船舶が明らかにこれまでアメリカの示しておつた危険区域の外にあつたという点も明白にし、これを同時に新聞にも公表いたしましたのであります。先に申しました危険区域の拡大につきましては、いろいろその影響するところが大きいので、関係各省又専門家とも話し合ひまして、日本側の漁業がどれだけ影響を受けるか、又如何なる措置を米国側に要求すべきかということもいろいろ検討せられておりますので、この点につきましては随時在京の米國大使館にも日本側における審議の状況を伝え、そしてこの危険区域が成るべく日本の漁業に悪影響を与えないように区域を最小限度にとどめる。又期間も最小限度にするように、又突撃の行われる前とか、或いはその後も成るべく早い時期のうちにこれを解除するようにというような趣旨の希望のあることも十分向うに伝えております。が併し、もつと正式な形においてこの点を取上げるべく、外務省としては十分準備を整える

べく検討いたしておりますから、こうした正式の中入れも近くこれを行うようになるだろうというのが現在までの経過の概略でございます。

○委員長(佐藤尚武君) 一応の御説明を承りましたが、両政府委員に対しての御質疑のおありになるかとはどうぞ御発言をお願いいたします。

○園伊能君 政府委員に一つ伺いたいと思いますが、この漁場の御説明の点に関連いたしまして、従来アメリカが太平洋信託統治区域でやつております原爆の試験というものは、どういうまあ国際的了解と言いますか、或いは国際公法上の形において行なっているものでございますか。その辺御説明できたら伺わして頂きたいと思えます。

○政府委員(小淵彬君) この太平洋における米国の信託統治地域で閉鎖区域が設けられましたのは一九四七年であります。これは先方も一応一九五二年の九月の十八日に日本側に対して、あの危険区域に入つて来る船もあるようだが、注意させるように通報してもらいたいという日本側に対する文書の中でも指摘してありますように、旧日本委任統治諸島に関する米國信託統治協定の第十三条を引用しているのであります。併しこれはクロード・エリアの問題でありまして、私どもが今非常に問題にしているところの危険区域というものは、閉鎖区域を設けまして、この戦略地域において御指摘の原子実験が行われる際、その近辺が危険であるということから一種の予備的な警告の意味を以て一九四八年に米國が設けて、これを國際水路會議の規定に基いて各國へ通報するというところにその端を発しているわけあります。これ

のアメリカの統治区域においては、アメリカとしては絶対権を持つてゐるといふ關係から、そこにおいて殊に戰略、區域としてこれを使うようになりましたから、その実験においてはできるだけ危険が漁業とか或いは航海する船舶に及ばないような措置を講じつつ、そうした実験をするということになりますれば、あたかも海軍が公海上において演習をする場合と同じようなものとも考えられますので、これに對しては米國としては当然權利を持つてゐると解釈して差支えないだらうと考へます。併し原爆の実験は海軍の演習などと違つて非常な大規模のものであり、又その及ぼす影響、その危険といふものも非常に大きなものでありますから、これを過去の例にとつて論ずるといふことは非常にむづかしいと思ひますけれども、とにかく十分な警戒措置をとり公海を著しく妨げるというような方法でなければ、これまでの演習とかいふような例から考へても、直ちにこれは不当であるといふようなことは主張しにくいだらうといふように私もは解釈しております。

○國伊能君　今の場合の公海における演習、まあそれに類似したケースとお考へになつてゐるようでありますが、その場合そのことが信託統治区域においては合法であるとして、その通報といふものはどうして発せられてゐるのか、これは國際水路會議というふうなものに通告することによつて世界的通報として成り立つものでありますか、その点はどうか。

○政府委員(小瀧彬君)　普通のこの種の危険については、國際間の慣例とし

て水陸會議というもので各国へ知らせる。日本にも過去にいろいろ例もある。ようでありますが、こういうやり方をしております。但し本件に関して十分な警戒措置がとられたかどうかということにつきましては、私どもも非常な疑問を持つておるものでありますから、従いまして去る十六日に米国側へ出しました文書においても、一体如何なる警戒措置をとつておるか、危険区域があるということは日本側にも通報されており十分承知しておりますけれども、それだけでは十分でないと思うので、如何なる警戒措置をとつたかというのを突つ込んで聞いておるわけでありました。当時新聞等ではB29が飛んでいたとか無電を使つて通告したはずだとかいうように報じておりますけれども、これに対してはつきりした正式の回答は参つておりません。危険区域といふものは一種の第一次的な通告の意味を持つておるものであつて、それで直ちに十分なる通告が与えられておるといふように解釈すべきでないという外務省としての考えを持つております。

○高良とみ君　その信託委任統治地区であるから、特にこれに關して閉鎖区域を宣言する特権があるというように、それは二つ結び付けて考へてよろしいのか或いはどこでも自分の水域なり何なりにおいては、やはりそういうクローズド・エリアを作つことは公海などの海上であつても海軍の演習と同じようにできるのか、その点御説明を願います。

○政府委員(小瀧彬君)　この閉鎖区域を設けましたときには、アメリカ側は國連の安保理事会のほうへも通報いた

しております。これはどこの国でも国内で演習が行われるような、まあそれと比較するのは適當な欠くかも知れませんが、平時における演習と同じような意味を以ちまして、その領土内で行われたものというふうに見て差支えなからうと存じます。行われるところはその領土内で行われたものであります。それが公海を非常に大きく危険にする、例えば太平洋が全部非常な危険にさらされるというようなことになれば、これは勿論不當であるというべきであり、殊に他の国、第三国に重大な影響を与えるということになれば、その妥当性についてはいろいろ論議すべき点があるだろうと思ひますが、米國からの情報によりまして、あの際は予想以上の爆発をしたのだというようにも出ておりますので、最初はそのほど広い公海に向つて危険が生ずるということとは予期しないで実験したものではなからうかというふうと考えております。

○高良とみ君 少しあとに戻ります。日本が信託委任統治をしていたときでも、クロード・エリアを宣言していたものでしょうか。それから第二に、それを一九四七年に宣言したときに、安保理事会へ報告したということ、そのクロード・エリアを作る場合には安保理事会がこれを承認するとそれができるのですか。

○政府委員(小瀬彬君) 国際信託統治制度というのがございますが、その八十二條に戰略地域に関する規定がございます。それから八十七條の規定もございます。これは戰略区域に關して安保保障理事会の任務がございますので、この規定に基いて安保保障理事会のほうへ通告したということになるわけでありませう。

○高良とみ君 そうすると、その戰略区域というものをもう少し御説明願ひたいのです。それは半永久的なものか、永久的なものか、一時的なものか。

○政府委員(小瀬彬君) この国際信託統治制度の考えから言へば、これは永久的な考えであらうと存じます。八十二條では「いかなる信託統治協定においても、その協定が適用される信託統治地域の全部又は全部を含む戰略地区を指定することができ、このように書いてあるのであります。

○高良とみ君 そうしますと、それは指定すると共にその國の船舶はその地域は通過してはいけない、クロード完全閉鎖した地域であると了解してよろしうございますか。

○政府委員(小瀬彬君) この閉鎖地域に對しては一応國連の委員會のメンバーも入つて行けない特別な許可を得なければならぬということになつております。それは併しその領土領海に關するものでありまして、私どもが今問題にしておる危險區域のほうはその周辺を取巻く所、今度拡張いたしましたけれども、その前に最初に設けられました危險區域は、東西が二百マイル、南北が百五十マイルのものであつたのであります。これは入つてはならない、外國人の入るのを排除するような区域ではないが、危険だから注意してもらいたいという趣旨のものであります。排他的な權利、國際法上の權利を主張するといふ趣旨のものではなく、先ほども申しましたように警戒してもらいたいという区域、という意

味においてこれだけの水域を危險區域と指定したものと理解いたします。

○高良とみ君 そうしますと今度の擴大區域は、ほかのことはおいておくとしても、すぐの問題で、それはやはり安保保障理事会へ通告した範圍よりは遙かに廣くなつておるわけなのですが、それに對しては國連は何も發言權がないと考えていいのですか。

○政府委員(小瀬彬君) 先ほども申しましたように、閉鎖區域というのはこの危險區域の中にある極めて小さな部分でありまして、この危險區域について安保保障理事会へ通報したと申したのでございませう。閉鎖區域へ戰略區域を指定してそれを通報したというだけでありまして、この一九四八年の場合でも危險區域については別段國連の安保保障理事会には通報してないはずであります。同様に今度もこの擴大された危險區域についても安保保障理事会への通報というものはなかつたはずでございます。

○高良とみ君 そうすると一つ問題をお片付けて行きたいと思ふんですが、いわゆるその閉鎖區域に入つていないかという疑いの下に、何かスパイではないかというような声が一部に起つたかと考えていいですか。それとも危險區域といつた中へ入つたからという声が出たのですか、どちらですか。

○政府委員(小瀬彬君) この閉鎖區域のほうは入つたはずはないのであります。これは非常に危険な所であるし、又向うも入れてくれないはずであります。スパイ云々というのはいくつか申します。アメリカの議員でそういうことを発言した人もあるようでありまして、少くとも閉鎖區域へ入つ

たということを疑つたためではないものと私も考へております。

○高良とみ君 そうしますと、國連の原子力委員會はこれに對して今までもういふうな見解を或いは何か意思表示のうなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員會のほうにこれにもつと重大な関心をもつてゐるのか、どちらだつたでしょうか、お伺ひいたします。

○政府委員(小瀬彬君) 御承知のようにこれまで國連には原子力委員會というものがございまして、一九五一年からは原子力委員會というものがなしに、軍縮委員會というものが原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありまして、實際の上はこの委員會というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませぬけれども、第八回の國連總會でもこの軍縮委員會の下に小委員會を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありまして、今後情勢の進展に應じてそういうことを取扱うようになるかと思ひます。が、今までのところは國連においてはいろいろバルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりませぬ。殊にビキニにおける実験というものにはアメリカの原子力委員會が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつてゐるのであります。國連とは直接關係はないのであります。

○高良とみ君 そうしますと、最後の結論的な問題なんです、この原子力の國際管理を希望するといふ声が日本の國會から出るとしますと、これに對して同調的な声を出し得る方面と、そ

れからも一つはソビエツト國のほうの原子力兵器の禁止といふことの線が英國その他からもいろいろ出てゐるようでありまして、若しもこれに對して日本側も原子力の原子兵器の実験禁止を希望するといふうな場合には、日本がそのどちら側の原子力の処置についての要望をするといふうなことは國際的に非常に影響するところが多いと思ひになります。

○政府委員(小瀬彬君) 日本が國連のほうへ申出るといふことになれば、これは國連の事務總長のほうへ申出るといふことになるわけでありませう。が併し日本は國連の加盟國でもございませぬので、そこで直接發言するといふことは期待できませんが、併しこの國連の委員會でどこが取上げるかといふことになれば、若しそういうふうに國連側で意見がまとまれば、先ほど申しましたように具體的な問題を討議することになる場合には、軍縮委員會というほうに付託されることになるだらうと存じます。が併しこの問題で最も大きな發言力を持つておりますのは安保保障理事会のメンバー、理事國と、それからウラニウムの生産も非常に多くて、從來原子力に關する問題について非常に重要な地位を占めておりましたカナダあたりがそういう話合に加わることになるだらうとまあ想像いたしております。

○高良とみ君 これは情報として伺ひたいのですが、ワシントンにおいて駐米ソ連大使とアメリカの當局とが原子力のことについて平和的利用が何かそれについて話合をしてゐるわけですね。そのほうの多少の結果はどんなふうなお見通しですか。或いは又そういう

たといふことを疑つたためではないものと私も考へております。

○高良とみ君 そうしますと、國連の原子力委員會はこれに對して今までもういふうな見解を或いは何か意思表示のうなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員會のほうにこれにもつと重大な関心をもつてゐるのか、どちらだつたでしょうか、お伺ひいたします。

○政府委員(小瀬彬君) 御承知のようにこれまで國連には原子力委員會というものがございまして、一九五一年からは原子力委員會というものがなしに、軍縮委員會というものが原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありまして、實際の上はこの委員會というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませぬけれども、第八回の國連總會でもこの軍縮委員會の下に小委員會を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありまして、今後情勢の進展に應じてそういうことを取扱うようになるかと思ひます。が、今までのところは國連においてはいろいろバルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりませぬ。殊にビキニにおける実験というものにはアメリカの原子力委員會が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつてゐるのであります。國連とは直接關係はないのであります。

○高良とみ君 そうしますと、最後の結論的な問題なんです、この原子力の國際管理を希望するといふ声が日本の國會から出るとしますと、これに對して同調的な声を出し得る方面と、そ

れからも一つはソビエツト國のほうの原子力兵器の禁止といふことの線が英國その他からもいろいろ出てゐるようでありまして、若しもこれに對して日本側も原子力の原子兵器の実験禁止を希望するといふうな場合には、日本がそのどちら側の原子力の処置についての要望をするといふうなことは國際的に非常に影響するところが多いと思ひになります。

○政府委員(小瀬彬君) 日本が國連のほうへ申出るといふことになれば、これは國連の事務總長のほうへ申出るといふことになるわけでありませう。が併し日本は國連の加盟國でもございませぬので、そこで直接發言するといふことは期待できませんが、併しこの國連の委員會でどこが取上げるかといふことになれば、若しそういうふうに國連側で意見がまとまれば、先ほど申しましたように具體的な問題を討議することになる場合には、軍縮委員會というほうに付託されることになるだらうと存じます。が併しこの問題で最も大きな發言力を持つておりますのは安保保障理事会のメンバー、理事國と、それからウラニウムの生産も非常に多くて、從來原子力に關する問題について非常に重要な地位を占めておりましたカナダあたりがそういう話合に加わることになるだらうとまあ想像いたしております。

○高良とみ君 これは情報として伺ひたいのですが、ワシントンにおいて駐米ソ連大使とアメリカの當局とが原子力のことについて平和的利用が何かそれについて話合をしてゐるわけですね。そのほうの多少の結果はどんなふうなお見通しですか。或いは又そういう

たといふことを疑つたためではないものと私も考へております。

○高良とみ君 そうしますと、國連の原子力委員會はこれに對して今までもういふうな見解を或いは何か意思表示のうなことがあつたのですか。或いはアメリカの原子力委員會のほうにこれにもつと重大な関心をもつてゐるのか、どちらだつたでしょうか、お伺ひいたします。

○政府委員(小瀬彬君) 御承知のようにこれまで國連には原子力委員會というものがございまして、一九五一年からは原子力委員會というものがなしに、軍縮委員會というものが原子力の問題も取扱うことになつたのであります。但し米ソの意見の対立がありまして、實際の上はこの委員會というものは行詰りの形で余り活動いたしておりませぬけれども、第八回の國連總會でもこの軍縮委員會の下に小委員會を設けて原子力問題を取扱おうという話合をまあ決議になつたようでありまして、今後情勢の進展に應じてそういうことを取扱うようになるかと思ひます。が、今までのところは國連においてはいろいろバルーク案とか何とか出ましたけれども、具体的に議論というものはちつとも進捗いたしておりませぬ。殊にビキニにおける実験というものにはアメリカの原子力委員會が重大なる関心を以て、アメリカとして行なつてゐるのであります。國連とは直接關係はないのであります。

○高良とみ君 そうしますと、最後の結論的な問題なんです、この原子力の國際管理を希望するといふ声が日本の國會から出るとしますと、これに對して同調的な声を出し得る方面と、そ

うことはよその国同士の話合であるから、今後ジュネーブの、或いはその他のアイゼンハワーが申出したそのことについての結論はなか／＼前途遠慮で、直接の実験などにも両方の話が歩み寄ることはできないというようなお見通しですか、どんなでございませう。

○政府委員(小瀬彬君) 我々といましては勿論米ソ間に話合がつきまして、先ず平和的に問題が解決されるようになつて原子力というものが国際管理され、大量殺りくのための兵器というものが使用せられないようになることを熱望してやまないわけでありするけれども、今米ソ間でどの程度に話が進んでおるかということについて在外の公館からの情報にも新らしいものがございせんので何とも申上げることはできません。

○高良とみ君 そうしますと、もう私もこの問題はただ日本が国連に参加してないからというようにことで遠慮しておるべきでない。つまりそういう国際政治とか外交とかいうものになると人類の、まあ人道的な見地に立てばこの地球上に住んでいる誰もがこれに対してこうであつたからこんなふうな世界に訴えるという義務のあるものと考へておるわけですよ。それで、その点から言ひまして、それは今国際情勢がこんなふうですからなかなかこれを受入れてくれる機関がないといひましたしても、成るべくどちらの主張にもよらないような事実上素朴な、これら苦しんだ漁民その他の要望として、又原子力の連鎖反応などのことから考へても人道的に訴へべきだと思ふのですが、これは、お伺ひしたいのは

何か新聞報道によりますと、せめるわけではありませんが、岡崎外務大臣の話に、アメリカがこの実験をしていふことは、これは自由主義諸国の戦略上の必要からであるから、これに對して日本がとかく申すべき筋ではないというような意向が外務省にあるので

○政府委員(小瀬彬君) 原子兵器、大量殺りくの兵器というものが使用禁止になることはこれは我々も希望してやまないところでありまして、御指摘のように人道的な立場から見まして是非をうたいたいことを熱望するわけでありまして、が併しそういう話合がつかない際にこの自由主義諸国国家群のほうにいてのみそういう実験を禁止してしまふということになれば非常に片手落ちになり、そうするということとは却つて戦争を誘発することになるかも知れないという虞れがある点を外務大臣は指摘されたものと存じます。双方でとめるならばいいが、片一方だけでやめてしまふということになれば今いる／＼平和的な気分が出たと申しまして、それがくつがえるかも知れないというのが私どもの考へであります。勿論現在のこの平和的なきざしが多少出ているということには、もとよりソ連の内情とか或いは衛星国のいろんな内部の關係というものもあるかも知れませんが、何といひましたもNATOの諸国の協力が進みEDCというやうな機構が実現しようというやうな機運というものが相当影響しているものと私どもは考へております。この際、ちらのほうは全然国際管理方式もないのに一方的に防衛というものをなくしてしまふということになつたらば、却

つて世界の平和を攪乱するようなことが起るかも知れないということが恐れる、これが岡崎大臣の答弁の気持であらうと思ひます。

○高良とみ君 なお伺ひますが、私もこの日本の水爆の被害については各国が随分注意しておると思ふので、併し英米あたりが一番反応がはつきり出て来ますが、日本から海外向け放送等は先日ちよつと調べたんですが、極く少しの線しか出ておらないのではないかと。そこでその点のくわいまで在外公館へもこんな実情であつたとか、或いは日本の海外放送を持つているNHKなどを通して相当な事実が世界各國へ知らされていふのかどうか、その点お伺ひしたい。

○政府委員(小瀬彬君) 言論機関とか放送の機関を政府はコントロールしておるわけではありせんから、それに指令することは勿論いたさないわけでありまして、が、併し正確な情報を在外各公館へ流すように努力いたしておるのであります。今のお話では余り外へ出ていないやうにおつしやいますけれども、アメリカは直接関係国であるから相当地い／＼な日本からの情報が行つておるやうでありますし、ニューヨーク・タイムズとかタイムズとかいふやうなものもい／＼書き立てていふ、今度の事件に関連しては日本の機関を通じてなくとも、丁度日本に参つております多数の新聞記者等もございまして、こういう連中が日本から相当報道いたしておるのじやないかと存じます。併し外務省といひましたは勿論できるだけ正しい情報を各在外公館へ送るやうに努力いたしておる次第でございませう。

○高良とみ君 海外向けの放送のことなんです、実際に電報や通信その他のものは出るにいたして、放送については一つ申しますならばそういう設備がないという点もございませうが、NHKに海外放送がありましてそのなかに余りないと了解いたしますが、それはほかにそういう施設はないと承して間違ひありませんか。そうすると、その他はもう自由な通信機関を通してやるよりほか方法がない。まあ今度の場合のやうなのは極く一部分でございまして、もつと危険なことが起つて来てもそういう／＼な通信機関の人の手を通すよりほか、國民が世界に日本の実情を訴えることはできないとしたら、NHKの任務は非常に大きいわけでありまして、そういう点についてどういふやうにしておられますか、伺ひたいのですが。

○政府委員(小瀬彬君) NHKは政府の宣伝機関でも何でもない独立したものでございまして、こうした問題に政府として干渉することはできない次第であります。

○杉原荒太君 さつき海上保安庁のことが言われた外務省のほうに三つのことを申入れるというのであつたが、それを聞いて私は随分驚いたんです。今更さういふことを申入れるということは非常に奇異に感ずるのです。さういふ三つのことなどはとくに初めからさういふことははつきりしておらなければならぬことだと思ふ。どうしてさういふふうになつておるか。そうして又それについて外務省からどうされたという報告もなかつたが、一体今それはどうしているか。

初にも申しましたやうに、今海上保安庁から挙げられました危険海面への警告というやうなこと、これなどは最初から当然向うがなすべきものと考へましてこの事件が起ると早速先方へ申入れました。三月十六日にもさうした点はすでに指摘いたしてゐるのであります。その後もい／＼特に又危険区域の拡大につきましては日本側として意見があるのを、随時先方と話合をし、日本側のい／＼の意向、特に漁業の保護、漁民の安全を期する、成るべく航海日数などが長くないやうに、区域をできるだけ日本側に影響の少いやうにという趣旨からい／＼の申入れをしておることはすでに申述べた通りでございませう。

○杉原荒太君 それからもう一つ、いわゆるこの危険区域というものは、つまりその実験をやるときだけ指定されておるといふのじやなくて、一年申しよつちゆう危険区域として指定されておるものなのか。それからもう一つは、若し然りとせば、或いはさうでなくてもその区域の範囲は、前の原爆の実験をやつたとき、今度のは水爆と推定せられるのだが、その水爆実験とどう違つておるか、範囲、広狭ですね。

○政府委員(小瀬彬君) こちらの希望から言へば、成るべく実験が行われるとき及びそれ以後実際の害がなくなる時期まで、できるだけ短い期間にしてもらいたいということは勿論でありまして、これまでの経験から申しますならば、一九四八年に向うが設定いたしました危険区域二百海里に百五十海里というのは、これはずつと今日まで存続したわけでありませう。但しその後拡張されまして、最初がエニウエトクの周

辺でありましたが、その後昨年の十月に至りましてビキニの区域をも含んでこの危険区域を大きくしたのであります。それで東西三百五十海里、それから南北は従来通りの百五十海里というふうには拡張されたのであります。が、併しこれは一時的なものでなしに、ずっとこれだけを危険区域とするということにいたしておりました。ただ今度通告して参りました危険区域は、それは六月までということになっておりますので、これは一応時期が限られておりますから、これまでの危険区域とは多少意味の違つたものの形式になつたわけでありまして。

原爆と水爆とその双方の実験の性質が違つた場合において、危険区域に対する取扱ひが違つたか、何らかの相違があつたかという御質問ですが、この点については今までのところずつと継続的に危険区域を指定して参りましたが、何らそうした別段の差違というものはないと認めることはできません。きなかつたわけでありまして。

○杉原荒太君 危険区域の点はさうですけれども、もう一つ、今度現実に実験をする場合には、何月何日というふうなことは言わなくても、或いは近く実験をするというふうなことは通報があつたのかどうか。

○政府委員(小淵彬君) これまでのところはさういふ通報は全然行われておりません。

○杉原荒太君 そうしますと、つまり何らかのそこにつちで認める徴候がなければ実験しておるかどうかもわからないのです。そうしますと非常にそこに、わからんだけにいろ／＼の危険性に対する臆測不安も非常に多いと思

います。一方この頃誰しも非常にまぐろというものの不安を感じている。これは必要な警戒はせねばならぬと共に、不必要に不安を感じておるといふようなこともあるのじやないかと思ふが、併し政府でその辺のところに対してどういふうな今措置をとつておられるか、とらんとしておられるか。これは外務省の管轄じやなからうけれども、さういふことは又はつきりとしたものが取れるものかどうか。

○委員(佐藤尚武君) 申し上げますが、厚生省の公衆衛生局の環境衛生部長楠本正康君が来られておりますからそちらのほうにお尋ね頂きたい。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げますが、私も現在南方諸地域から入ります選洋漁業の漁獲品につきましてはこれを五港に集結をいたしまして逐次厳格な検査を実施いたして参ります。その結果現在まですでに百万貫余り、船にいたしまして九十隻余りを厳密に検査をいたして参ります。この結果現在までのところは、百万貫余りの漁獲品について何ら支障はありません。従つてさういふ点から考えますと、南方諸地域の魚といふものがそれほど心配する必要はないのではなからうかとさういふことを考へております。

○佐多忠隆君 どうもお話を聞いていてよくわからないんですが、もう一遍確かめておきたいと思ひますが、海上保安庁から申入れられた三点というのは、特に第一はどういうことなんでしょうか。ちよつとそれを伺ひたい。

○政府委員(島居辰次郎君) 米國が太平洋諸島信託統治協定の条項に従つて立入禁止区域を設定した場合、及び公海における危険区域を設定した場合通報を受けるように措置する、さういふ意味でございます。第二、第三申上げました。

○佐多忠隆君 いや、そうしますと、その場合に立入禁止区域というのは閉鎖区域のことなんでしょうか。

○政府委員(島居辰次郎君) さういふことでございまして、例へば第三の点のごときはすでにアメリカのほうからさういふことを言つて参つております。さういふことを言つて参つておりました。さういふことを言つて参つておりました。さういふことを言つて参つておりました。

○佐多忠隆君 二十六日二月十日、二十七年十一月一日にさつきの御説明だと立入禁止区域としての告示があつたから、それに基づいて告示をしたというお話のように聞いたのですが、その場合に立入禁止区域として扱われたのは閉鎖区域の意味でやられたのですか、さうでなくて危険区域として告示をされたのか、どつちなんでしょうか。

○政府委員(小淵彬君) 立入禁止区域というのは閉鎖区域でありましたが、日本としては危険区域のほうを告示しているのではありません。

○佐多忠隆君 そうすると勿論立入禁止等々としては扱つておられないわけですね、閉鎖区域といふのはその立入禁止区域といふのはあまいいなんです。どつちなのか、危険区域の場合のようでもあるし、或いは閉鎖区域の場合のようでもあるし。

○政府委員(島居辰次郎君) これは原文ではデインジャー・エリアだつたの

ですが、この航路告示においてはこの危険といふことを強く考へて、私のほうで立入禁止といふ言葉は的確じやなかつたかと思ひますが、さういふふうな當時使つていたのであります。

○佐多忠隆君 そこに一つ問題があると思ひますが、その問題は後にするとして、それだけ三つの申入をすべきだといふことを海上保安庁から外務省或いは連合委員会ですか、そこへ申入れられたと思ふんですが、それに対して外務省はその通りにアメリカ側に正確に申入をされているのかどうか。

○政府委員(小淵彬君) 今海上保安庁の指摘されました、例へば第三の点のごときはすでにアメリカのほうからさういふことを言つて参つております。さういふことを言つて参つておりました。さういふことを言つて参つておりました。

○政府委員(小淵彬君) その通報は外交的なチャネルを通じての通報ということになりますれば、この事件が起ります前までは一度一昨年あつた以外は水路部の告示というものでやつていけることは御指摘の通りであります。これは国際水路会議の規定によりまし

○曾益君　ちよつとその点に関連して、この海上保安庁としては、例えば日本の領海から公海に向けてこれはアメリカ軍がやつておることももあるけれども、行政協定等に基いて射撃のあ

○政府委員(楠本正康君) 私どもとしては航路告示というものを以ちまして、これは国際水路會議の決議事項中にあるのでありますが、これで國によつてはここにございますが、こういうもので月刊で出してありますが、私の

○政府委員(楠本正康君) 常時のと一
時のとあつて危険区域という言葉を使
つております。

航路告示ですか、水路告示ですか、そういうものによつて公示しておられるでしょう。今の申入をすべきだという海上保安庁のお話はそういうこともやるけれども、最も直接の利害関係の深るけれども、単に一般的に告示をすといふところには、その国に直接にやほりるだけでなく、その国に要求だろふと思ふ地報を受けたいという要求は何らうのです。そういう要求の申入は何ら取計らわれないのじやないか。或

○政府委員(小瀧彬君) 今まではそういうことの申入をしたことはございません。だが併し今度はそういう申入をしまして、先方もあらゆる警戒措置をとるといふことを申し立てるのであります。

い、ただいろ／＼話合には出たといふことはおつしやつていられる。

○政府委員(小幡彬君) 御指圖のよう

ん。が併しこれは非常に不用意な申入をして、その結果却つて日本の漁船を危地におとし入れるというようなことがあつては大変でありますからして、よく検討し、今海上保安庁から指摘されたような点もその都度向うへ対して、東京の米国大使館を通じて話しておりますし、在米の日本大使館へも電報でいろいろ申してやりまして、個々の問題をできるだけ速かに、そして

の少いような方法、而も漁業を害しないような方法を考へて、そうした話合を進めておるといふのがこれまでの経過であります。併しもつと正式な形において申入れする意向があることはさつき申述べた通りであります。

題なり、期間の問題なりについての正式な申入をしたいというお話だろうと思うのです。それはそれでいいから大

と基本的に申入れなければならぬのがさつき海上保安庁が言われた三点のじやないか。それに對してもう少しつかり明確に、正確に、嚴格に申入をされるなり、交渉をされる必要があるにかかわらず、それをうやむやにしておられるのはどうも納得が行かないのだが、それに對してどういうふうに措置されるのかということを知りたいんです。

思の疎通のできない、はつきりしていないようなことでお扱いになっていることが我々に対しては合点の行かん点なんです。

○政府委員(小瀧彬君) 今書面は持つて来させることにいたしますが、十分

て、合法的なものだと思うというよう
なお話ですが、併しそれは御説明にも
ありません。二、三分の筆或書屋で

たと思ふのです。ところが今議定をされてゐる危険区域なるものは二十六年の二月十日に設定された。告示されたというやつ、或いは二十七年十一月一日、これは同じでしょうが、更に範圍拡大がされた二十八年十月十日等々の区域の設定の仕方、区域自体が非常に広範であるのみならず、期間が非常に長いために、これはもう公海の自由を著しく害して、これはもう余りにも明瞭なんです。その辺をどうお考えに

ないかということをごきめて頂き
たいと思います。

○曾祿益君 それはどこが主催になる
のですか。こつちから申込むのです
か。

○委員長(佐藤尚武君) 厚生委員会か
らです。

○曾祿益君 こつちへ申込んで来たの
ですか。

○委員長(佐藤尚武君) そうです。

○曾祿益君 そうすればこれに反対す
る理由はないと思うから、連合委員会
に賛成していいのじゃないかと思いま
す。併し現実に外務大臣が出来るか
どうかわかりませんけれども、外務大
臣のことを願慮して明日はできないと
認定する必要はないと思うから、朝外
務委員会を開いて頂いて外務大臣を呼
んでやる。それからそのあと、或いは
午後連合審査会を開く。こういうふう
におきめ願いたいと思います。

○委員長(佐藤尚武君) そういうこと
でよろしいと思いますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君) それではそう
いうことに御決定を願います。

○高良とみ君 私の質問はまだ継続さ
せて頂きますように、できましたら明
日朝外務大臣来られたらすぐ……

○委員長(佐藤尚武君) 時間が許せば
……。時間が許さなかつたらそのとき
に又御相談申上げます。

ついでに申上げます。御参考までに
申上げますが、日米相互防衛援助協定
等に伴う秘密保護法案は衆議院では外
務委員会に付託になり、参議院では法
務委員会に付託されました。本件につ
いて法務委員会と連合委員会を開く必
要があるかどうかもお諮りしたいと思

います。

○曾祿益君 これは開いてもらいたい
ですな。〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君) それでは法務
委員会との連合委員会を開くというこ
とに御決定を願つたものといいたしま
す。

それでは本日はこれで散会いたしま
す。

午後三時四十六分散会

三月二十七日日本委員会に左の事件を付
託された。

一、海外抑留同胞引揚促進に関する
請願(第一九〇一号)(第一九三二号)

第一九〇一号 昭和二十九年三月十
二日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願
請願者 佐賀市赤松町佐賀県在
外同胞引揚促進会内

安永沢太

紹介議員 松岡 平市君 杉原
荒太君

海外抑留同胞の積極的引揚促進対策と
して、(一)抑留当事国に対し具体的引
揚の交渉を実施すること、(二)中共引
揚打開のため中国紅十字会代表を招請
すること、(三)調査究明業務の強化及
びこれに伴う経費を確保すること、
(四)政府の一方的推定に基く死亡処理
を中止撤回すること、(五)南方各地域
及び南朝鮮等における残留者を調査す
る等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三二号 昭和二十九年三月十
六日受理

海外抑留同胞引揚促進に関する請願
請願者 滋賀県栗太郡瀬田町南

大倉 松田はる

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一九〇一号と同
じである。

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局